ー都税についてのお知らせー

12 月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です（23 区内）

６月にお送りした納付書により、12 月 28 日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、12 月 10 日（木）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第３期分からの口座振替が可能です。



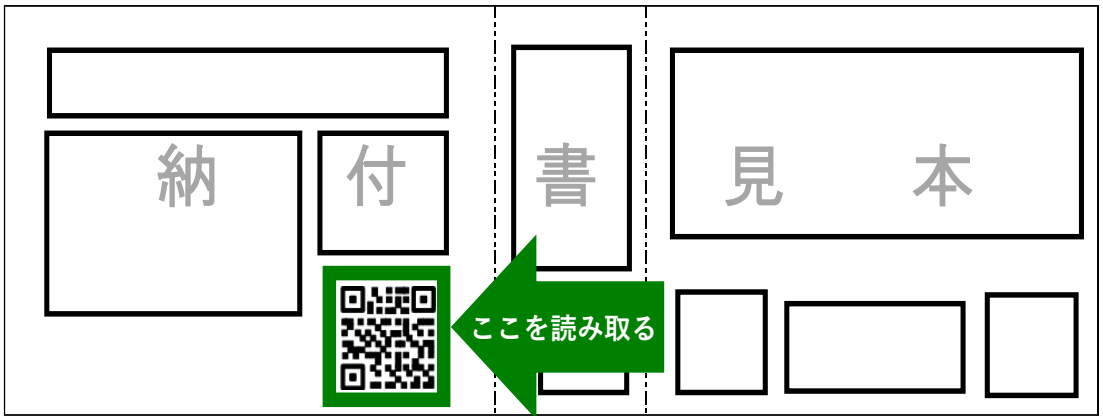
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書の eL-QR を読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

eL お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ＡＴＭから直接納付することができます。
他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】
＜課税について＞　土地・家屋が所在する区にある都税事務所
＜納税について＞　所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法
▶▶▶

（台東区）台東都税事務所　03（3841）1271

納期内納税にご協力をお願いします

都と区市町村では、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、「オール東京滞納 STOP 宣言」に基づき、連携して納期内納税の取組を推進しております。

※オール東京滞納 STOP 宣言：「滞納は　させない　放置しない　逃がさない」

【お問合せ先】主税局徴収部個人都民税対策課　03-5388-3039

【納税のご相談窓口】 納税が困難な場合は、ご連絡ください。

税金の種類	23 区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
軽自動車税	各区役所	各市役所・町村役場

個人住民税については、地方税共通納税システムで一括納付・給与支払報告書の提出が可能です。



詳しくは eL-TAX の

ホームページをご覧ください。

ー都税についてのお知らせー

昨年度に引き続き、令和８年度も



小規模非住宅用地の
固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減免対象　一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が１億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合　固定資産税・都市計画税の税額の２割

減免手続　減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和８年12月28日（月）です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、９月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※　同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
※　こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所
（台東区）台東都税事務所　03（3841）1271

ー都税についてのお知らせー

不動産の相続があったとき

令和６年４月から相続登記の申請が義務化されており、不動産の相続があったときは、相続登記の申請が必要です。固定資産税・都市計画税は、１月１日時点の不動産の所有者に毎年、課税されます。

登記の手続に時間がかかる場合は、その土地や家屋が所在する区の都税事務所へ現所有者申告書の提出をお願いします。ただし、この申告を行っても、相続登記の手続きは別途必要です。２３区外の手続きは、その土地や家屋が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問合せ先】

相続登記については東京法務局☎03-5318-0261、現所有者申告書については土地・家屋の所在する区の都税事務所または主税局 HP　（台東区）台東都税事務所　03（3841）1271

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(月)	12月29日（火）～1月3日（日）	1月4日（月）
都　税　の　納　付	○	×※1	○
都税の申告（申請）書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。※2	○
証 明 書 等 の 発 行	○	×	○

○：ご利用できます　×：ご利用できません

※1　閉庁期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応の ATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。
また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

※2　自動車税事務所、支庁を除く。

【お問合せ先】　所管する各都税事務所等
（台東区）台東都税事務所　03（3841）1271